平成２５年（フ）第４７６号
埼玉県三郷市東町341番地　サンメゾン三郷103号
債務者　船木　大和
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番10―501号新鶴団地
債務者　福田　正道
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０６号
静岡県田方郡函南町仁田793番地の６　ボルテックス大土肥101、前住所静岡県田方郡函南町平井1740番地の761
債務者　石田　喜也
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
静岡県沼津市下香貫八重74番地　コスモスビレジ102、前住所静岡県沼津市大岡1330番地の29
債務者　望月　好昭
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
高知市西秦泉寺376番地　西棟
債務者　岡林　　瞳
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９８号
群馬県高崎市上佐野町268番地
債務者　古郡　育生
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４７４号
埼玉県飯能市大字中藤上郷45番地６
債務者　坂本　　税
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７５号
埼玉県飯能市大字中藤上郷45番地６
債務者　坂本　寛美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２５号
埼玉県狭山市広瀬台１―５―17　共同生活介護桜、住民票上の住所埼玉県狭山市広瀬１丁目26番５号
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６２号
相模原市緑区大島1373番地１　プレッソ・ヴェルデ202
債務者　米山　　愛
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１０号
岐阜県恵那市明智町1001番地187
債務者　近藤　広一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３１０号
静岡県田方郡函南町柏谷853番地の32、前住所静岡県焼津市小土147番地の１　メゾン小土ケ丘Ａ202
債務者　生子　智恵（旧姓外川・望月）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
静岡県沼津市大岡2089番地の４　河野アパート102号室、前住所静岡県沼津市沼北町２丁目11番34号　コーハウス102号
債務者　永井　政弘
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
静岡県駿東郡清水町長沢183番地の３
債務者　田邉千枝子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
静岡県田方郡函南町間宮896番地の３　パークハイツⅡ―101
債務者　佐藤　近男
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
香川県高松市扇町２丁目８番９号　近江ハイツ202号室
債務者　片山　祥己
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
福岡県大牟田市鳥塚町３番地１　ウィング通町305号
債務者　尾形　　朱
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで福岡地方裁判所大牟田支部